

平成26年12月までの受診分

■70歳未満

適用区分	所得金額	自己負担限度額	
(A) 上位	600万円超	～3回目	150,000円 +(総医療費-500,000円)×0.01
		4回目～	83,400円
(B) 一般	600万円以下	～3回目	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01
		4回目～	44,400円
(C) 低所得	住民税非課税	～3回目	35,400円
		4回目～	24,600円



平成27年1月からの受診分

■70歳未満

適用区分	所得金額	自己負担限度額	
(ア)	901万円超	～3回目	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01
		4回目～	140,100円
(イ)	600万円超～ 901万円以下	～3回目	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01
		4回目～	93,000円
(ウ)	210万円超～ 600万円以下	～3回目	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01
		4回目～	44,400円
(エ)	210万以下	～3回目	57,600円
		4回目～	44,400円
(オ)	住民税非課税	～3回目	35,400円
		4回目～	24,600円

※ 「所得金額」は、同一世帯の全ての被保険者について、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合計です。